助成事業費補助金の交付に係る同条の規定の令和五年度における適用については、同条中「二分の一」とあるのは「三分の二」と、「三分の一」とあるのは「二分の一」と、同条第二号中「施設又は設備の設置又は整備に要する経費」とあるのは「令和六年能登半島地震により著しい被害を受けた施設又は設備の災害復旧に要する経費」とする。

（返還命令等に関する暫定措置）

第十七条の六　附則第十七条の五の二の規定により、附則第十五条の規定による支給を受ける場合における第百四十条の三第一項の規定の適用については、同項中「二割」とあるのは、「二倍」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第八号

電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（令和六年政令第三十九号）の施行に伴い、電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する電気分解の工程を経て製造した二酸化マンガンでない旨の証明書の発給に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年二月二十六日

経済産業大臣　齋藤　健

電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する電気分解の工程を経て製造した二酸化マンガンでない旨の証明書の発給に関する省令の一部を改正する省令

電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する電気分解の工程を経て製造した二酸化マンガンでない旨の証明書の発給に関する省令（平成二十年経済産業省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （施行期日） 1　［略］ （この省令の失効） 2　この省令は、令和十一年二月二十五日限り、その効力を失う。	**附　則** （施行期日） 1　［略］ （この省令の失効） 2　この省令は、平成三十六年二月二十九日限り、その効力を失う。
備考　表中の［　］は注記である。	

附　則

この省令は、電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令の施行の日（令和六年三月一日）から施行する。

○防衛省令第二号

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和五年法律第三十四号）の施行に伴い、及び自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百十五条の六の規定を実施するため、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年二月二十六日

防衛大臣　木原　稔

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（見出しを含む。以下同じ。）に傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。